

返戻金制度について

株式会社 GOAL-B
職業紹介事業許可番号 13-ユ-314850

採用決定者が入社後、採用決定者の都合により退職し、又は採用決定者の責めに帰すべき事由が原因で解雇に至った場合（以下「自己都合退職等」という）、雇用契約締結日を起算日として以下の各号のとおり、対価の一部を求人者に返還するものとする。

- (1) 雇用契約締結日入社から 1 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 － 対価の 80%を返還
- (2) 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 － 対価の 50%を返還
- (3) 3 ヶ月以上 6 ヶ月以内に自己都合退職等をした場合 － 対価の 10%を返還

求人者は、採用決定者の自己都合退職等が生じた場合、紹介手数料から返還額を予め控除して支払うことができる。なお、既に、求人者が紹介手数料を支払った場合には、当社は採用決定者の自己都合退職等の日の属する月の翌月末日までに求人者の指定する金融機関口座へ振り込む方法により支払う。なお、求人者への返還額には消費税を加算し、振込手数料は当社の負担とする。

当社は、当該人材が求人者の都合及び求人者の責めに帰すべき理由により退職した場合、受領した対価は返還しないものとする。なお、当該退職において、求人者が本件業務の対価の支払い前であっても、求人者の対価支払いに係る債務は消滅しないものとする。採用決定者の退職に伴う対価の返還は本条第 1 項の場合に限られるものとし、その他の事情における退職については、その時期にかかわらず一切返還しない。

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。